





警察車両によるバスの先導



自衛隊機（C-2）へ搭乗



入間基地を離陸



美保基地へ到着、自衛隊機(C-2)より降機



島根県原子力防災センターへ到着



国職員への引き継ぎ



非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議



非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議





非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議



非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議



プラント班の活動



総括班の活動



広報班の活動



オフサイト総括への報告



第1回現地事故対策連絡会議（関係者との情報共有）



現地本部長への報告



総括班の活動



住民避難状況の把握



放射線班と住民安全班の調整



第3回現地事故対策連絡会議（内閣府副大臣（原子力防災担当）到着後）





緊急時モニタリングデータの確認



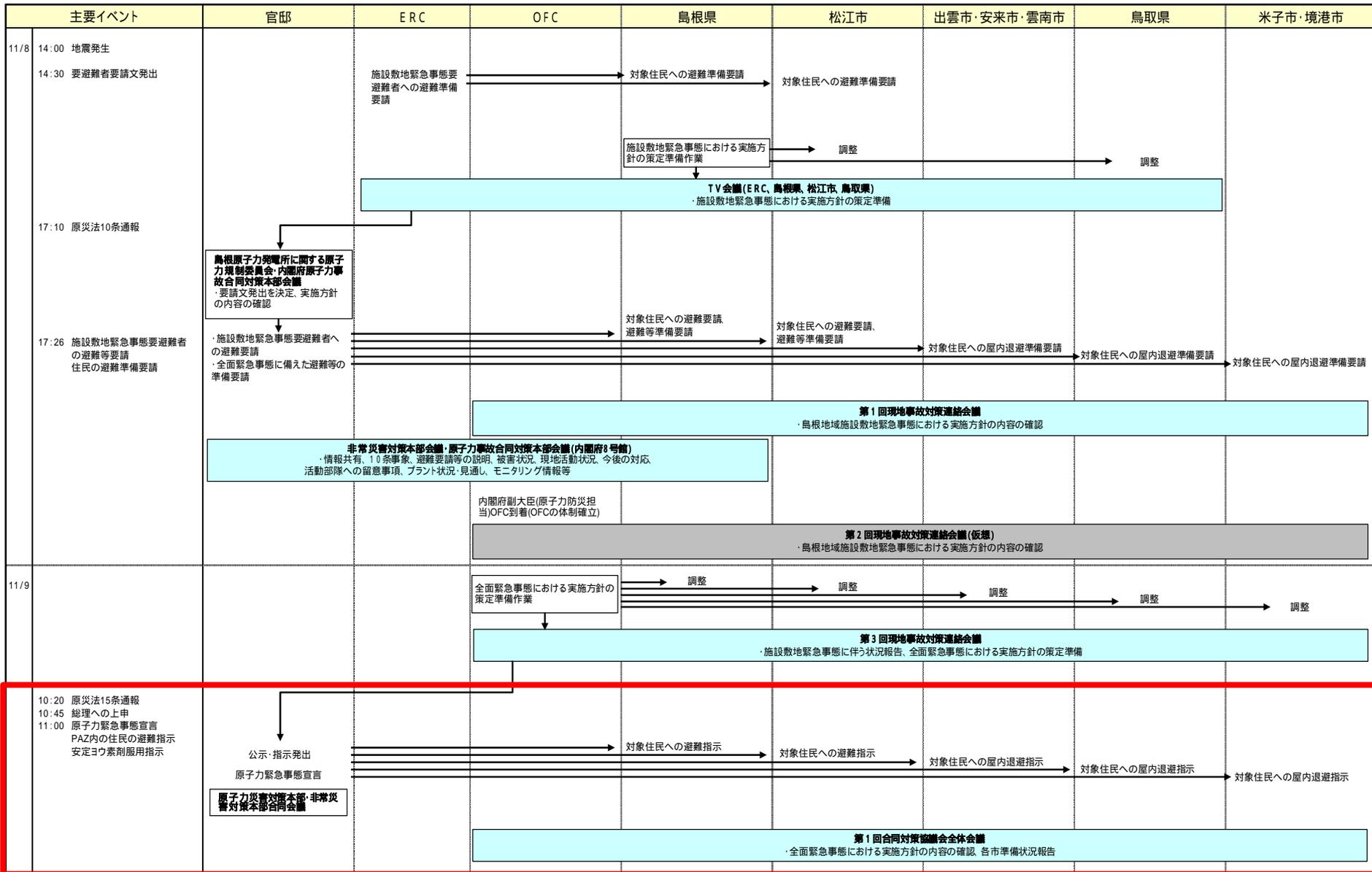
モニタリング情報の見える化



緊急時モニタリング実施計画の立案



# 住民避難に係る意思決定の流れ(全面緊急事態)



## 避難の対象となる住民への措置

- 中国電力株式会社島根発電所のP A Zにおける、全ての住民を対象に避難を実施  
(対象：松江市 9,960人)

### <避難に際しての基本的考え方>

- 11月8日14時00分に島根県東部を震源とする地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。
- P A Z内の住民は、鹿島・生馬・古江地区の住民は大田市内の避難経由所を経由し、避難所(大田市内 32施設)に、島根地区の住民は奥出雲町の避難経由所を経由し、避難所(奥出雲町内 15施設)に避難を実施。  
避難は原則自家用車とし、自家用車避難が困難な場合は自治体等が手配するバスを使用。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては一時集結所において緊急配布を実施。
- 在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設(あとむ苑、東部島根医療福祉センター又は松江市消防本部)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。
- 医療機関及び社会福祉施設入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策を講じた自施設(鹿島病院、あさひ乃苑、四ツ葉園、はばたき、松江学園、ゆうなぎ苑、あとむ苑、東部島根医療福祉センター)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者が、屋内退避施設から避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従うとともに、入院患者は県内の病院、その他の者は、大田市又は奥出雲町の広域福祉避難所へ避難を実施。避難には島根県等が手配するバス及び福祉車両を使用。

## 屋内退避の対象となる住民への措置

- 中国電力株式会社島根原子力発電所のU P Zに該当する松江市、出雲市、安来市、雲南市の住民は、屋内退避を実施。(対象者数 380,893人)

# 全面緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料31-1

- PAZ内の松江市3地区(鹿島地区、生馬地区、古江地区)の一般住民は、陸路にて避難先(大田市)の避難経路所を經由し、避難所に避難。島根地区の一般住民は、陸路にて避難先(奥出雲町)の避難経路所を經由し、避難所に避難。
- バスにより避難する住民1,128人は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県等が確保したバスにて、避難経路所を經由し、避難所へ避難。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては、緊急配布場所(一時集結所等)において緊急配布を実施。

避難元	避難先	
	避難経路所	避難所数
鹿島地区 (5,371人)	大田市	避難所 : 14施設 広域福祉避難所 : 2施設
生馬地区(一部) (1,023人)		避難所 : 10施設 広域福祉避難所 : 1施設
古江地区(一部) (973人)		避難所 : 8施設 広域福祉避難所 : 5施設
島根地区(一部) (596人)	奥出雲町	避難所 : 15施設 広域福祉避難所 : 6施設
合計 7,963人		

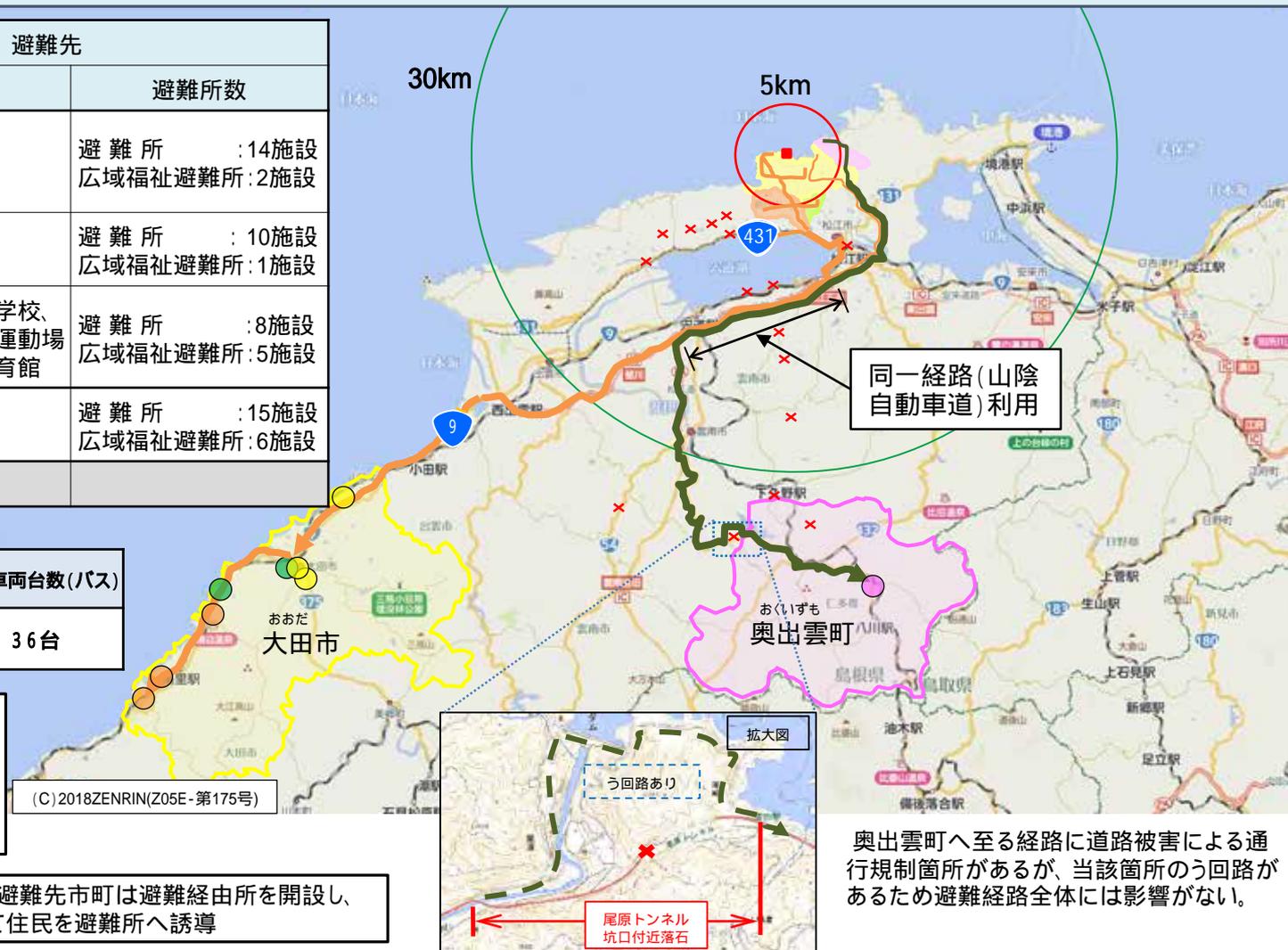
## 参考:必要となる避難手段

自家用車での避難 ができない住民	対象人数	必要車両台数(バス)
	1,128人	36台

### (凡例) 避難経路所

- 大田市避難経路所(鹿島地区)
- 大田市避難経路所(生馬地区)
- 大田市避難経路所(古江地区)
- 奥出雲町避難経路所(島根地区)

(C)2018ZENRIN(Z05E-第175号)



奥出雲町へ至る経路に道路被害による通行規制箇所があるが、当該箇所の上りルートがあるため避難経路全体には影響がない。

円滑な避難を実施するため避難先市町は避難経路所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導